

介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を次のとおり更新した。

介護保険 事業所番号	申請者の名称	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の住所	指定年月日	指定有効期間 満了日	サービスの 種類
3770200313	社会福祉法人 真 理重福祉会	香川県丸亀市垂水 町川原16－47	シャロームデイセンター	香川県丸亀市垂水 町川原16－50	2020/4/1	2026/3/31	地域密着型 通所介護